

2026年7月13日

各位

証券会員制法人 福岡証券取引所
自主規制部

パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

記

1. パブリック・コメントの内容

- ・TDnet利用料の見直しについて

2. 意見提出方法等

(1) 募集期間：2026年7月13日（月）～ 2026年8月10日（月）

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

- ① 郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

- ② FAXの場合：092-713-1540

- ③ E-mailの場合：pc@fse.or.jp

3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ（URL <https://www.fse.or.jp/>）及び本所窓口での配布

4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以上

【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL (092) 751-4723

TDnet 利用料の見直しについて

2026年7月13日
証券会員制法人福岡証券取引所

I 趣旨

適時開示情報伝達システム（以下、TDnetという。）は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するため、(株)東京証券取引所（以下、東証という。）が開発し、1998年に稼働した適時開示情報のシステムであり、本所においても上場会社の利便に資するため、いわゆるワンストップ・ファイリング等の実現のために、1999年10月1日の全国連携システム稼働の時点からその運営に携わってきております。

今回、東証では、2027年9月に予定しているTDnetのリプレースに向けて、処理性能・可用性やセキュリティなど根幹機能の更なる強化に加え、上場会社における開示業務の高度化・効率化のための機能開発に取り組んでいるところであります。

上場会社においては、2008年以降、TDnet利用料として年間12万円をご負担いただいておりますが、今般、これらの機能改善や開発コストの上昇などを踏まえ、TDnet利用料の見直しを行います。

II 概要

項 目	内 容	備 考
TDnet 利用料 の見直し	・ 年間12万円としていたTDnet利用料を、年間15万円とします。 ・ 従来、TDnet利用料を請求していなかったREITについても、新たにTDnet利用料として年間15万円を請求することとします。	・ TDnet利用料は、年間上場料と合わせて、年2回（2月及び8月）、半額ずつ請求しています。見直し後のTDnet利用料は、2028年2月の請求分から適用いたします。

III 実施時期（予定）

- ・ 2027年10月1日から実施します。

以 上